

函館市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 企画提案仕様書

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、最低限の業務内容を示すものである。

なお、提案を受け付けるにあたり、業務内容に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案がされることを期待する。

1 委託業務名

函館市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本業務は、函館市（以下「本市」という。）の地方創生に資する取組について、寄附候補企業に働きかけを行い、寄附企業の新規開拓を通じて、企業版ふるさと納税の寄附促進を目指すものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年(2026年) 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

(1) 対象プロジェクトの企画・選定に関する支援

本市が行う企業の関心や寄附意欲を高めるための対象プロジェクトの企画、企業に紹介する対象プロジェクトの選定に関する助言等の支援を行う。

なお、本業務は、現年度に実施するプロジェクトを対象とし、また、物品による寄附は対象としない。

(2) 寄附候補企業の選定

対象プロジェクトの分野を考慮した調査分析を行ったうえで、働きかけを行う寄附候補企業を選定する。選定した寄附候補企業の一覧表を作成し、本市に提供するとともに、随時、本市と協議のうえ、寄附候補企業の加除を行うものとする。

なお、本市は、一覧表に記載された寄附候補企業のうち、以下ア・イに該当するものは、一覧表からの除外を指示することができるものとする。

ア 本契約の締結前から本市への寄附が見込まれる企業

イ 本市から寄附獲得に向けた働きかけを既に予定、検討している企業

(3) 寄附候補企業への提案

寄附候補企業に対して、対象プロジェクトへの寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。

(4) 本市への寄附見込企業の報告

寄附候補企業への提案後、本市のプロジェクト等への寄附の意向を示した企業（以下「寄附見込企業」という。）があった場合は、本市へ寄附見込企業の名称、寄附予定時期等を報告する。

(5) 寄附見込企業へのフォローアップ

寄附見込企業に対し、寄附に必要な手続きを案内し、寄附実現に向けた相談対応等を行う。

5 業務委託料

- (1) 委託料の算定は成果報酬型（本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税の寄附を本市が受領した場合に委託料を支払う）によるものとし、寄附金額に受託料率を乗じて得た金額（1円未満は切り捨て）に、消費税および地方消費税を加えた額とする。
- (2) 寄附候補企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、用紙代等）は、受託者負担とする。
- (3) 委託料は、寄附企業から本市に提出された寄附申出書に紹介者として記載された受託者1者に対してのみ支払うものとする。ただし、寄附候補企業の一覧表に記載のない企業からの寄附や、紹介者の記載に不備があるもの（紹介者が複数記載されている場合や紹介者の記載がない場合等）は、本業務を通じて行われた寄附として取り扱わないものとする。
- (4) 本市は、本業務による寄附を受領したのち、寄附申出書に紹介者として記載された委託料の支払いの対象となる受託者に速やかこの旨を伝えるものとする。本市は受託者からの請求を受理後、以下ア～ウに基づき委託料を支払うものとする。
 - ア 令和7年（2025年）10月末までに本市が受領した寄附については、令和7年（2025年）12月末に支払うものとする。
 - イ 令和7年（2025年）12月末までに本市が受領した寄附については、令和8年（2026年）3月末に支払うものとする。
 - ウ 令和8年（2026）3月末までに本市が受領した寄附については、令和8年（2026年）4月末に支払うものとする。
- (5) 寄附額が本業務における想定寄附額（6,000千円）を超えることが見込まれる場合は、その時点で本市と受託者で協議を行うものとする。なお、本業務を複数の受託者で実施する場合は、上記想定寄附額は全受託者の合計となる。
- (6) 委託料は、「3 履行期間」に定める単年度の契約期間内に、本市が寄附金を受領した場合のみを支払の対象とする。

6 業務の進捗報告

本業務の受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこと。なお、報告内容および報告頻度等は、両者の協議により定めるものとする。

7 秘密の保持

本業務の処理上知り得た個人情報および特定個人情報その他委託業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。この契約の終了後または契約解除後においても同様とする。

8 再委託の禁止

- (1) 原則として再委託は認めない。ただし、本業務の一部の処理について、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

9 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知したうえで実施し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本仕様書で定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。